

児童手当制度改正

平成16年4月分の手当から、児童手当支給対象年齢が「義務教育就学前」から「小学校第3学年修了まで」に延長されました。

現在、児童手当を受けている方は「額改定請求書」が、受けていない方は「認定請求書」の提出が必要となります。9月30日（木）までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日または支給要件に該当した日までさかのぼって受給することができません。該当する方は必ず申請してください。

児童課（田原福祉センター）

☎23局3513

秋の交通安全県民運動

9月21日（火）～30日（木）

スポーツの秋、行楽の秋を迎え、人や車の動きが活発になるこの時期は、交通事故の増加が心配されます。また、秋の日はつるべ落としといわれるように、日増しに日没時間が早くなり、夕暮れ時に交通事故に遭う危険性が高まります。交通安全意識を高め、街ぐるみ、家族ぐるみで交通安全に取り組みしましょう。

重点目標

- ・ 高齢者の交通事故をなくそう
- ・ 夕暮れ時と夜間の交通事故をなくそう（ライド&ライト運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動））
- ・ シートベルト・チャイルドシートの着用を徹底しよう

総務課 ☎23局3506



9月9日は救急の日

9月5日（日）～11日（土）は「救急医療週間」です。消防署では、

救急に関するPRや心肺蘇生法の実技講習会などを行います。この機会に次のことを心がけましょう。

- ・ 正しい応急手当の知識、技術を身につけましょう。
- ・ 休日当直医を広報や健康カレンダーなどで確かめておきましょう。

- ・ かかりつけの医師（ホームドクター）を決めておきましょう。
- ・ 119番通報はあわてず落ち着いてかけましょう。

消防署 ☎23局4075

特定不妊治療費助成事業

愛知県では、指定医療機関において妊娠の見込みがないまたは極めて少ないと診断され、平成16年4月1日以降に特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を開始した法律上の婚姻をしている夫婦へ、費用の一部を助成します。

支給額〓年度あたり上限額10万円 / 夫婦一組への助成は2力年度が限度 所得制限〓夫婦の前年所得の合計額が650万円未満 必要書類〓申請書（保健所または県ホームページからダウンロード可）、特定不妊治療費助成事業受診等証明書、戸籍謄本、住民票（夫婦のもの）、所得を証明する書類（夫婦各1通） 申請方法〓必要書類を豊川保健所 田原支所へ提出

豊川保健所田原支所管理課

☎22局1238

<http://www.pref.aichi.jp/jidoukatei/hunin/jyosei.html>

私立高等学校の

授業料補助事業

田原市では、私立高等学校に通うお子さんをもつ保護者の負担を軽減するため、授業料の一部を補助しています。

対象〓10月1日現在、全日制または定時制の私立高等学校に通い、特待生または奨学生として授業料を免除されていない生徒の保護者（授業料負担者）で、田原市内に在住の方 補助の額〓1万2000円/年額 手続き〓申請書、在学証明書、保護者名義の口座が確認できるもの、印鑑を持参のうえ、10月1日（金）～29日（金）の期間に各高等学校または教育委員会学事課へ 学事課 ☎23局3530

登記・法律の無料相談

司法書士による無料相談を行います。

日時〓10月2日（土）午前10時～午後4時 場所〓田原福祉センター 相談内容〓不動産登記、遺言、成年後見、裁判手続きなど 申し込み〓不要

福祉課 ☎23局3512